

平成30年7月豪雨災害に係る広島県災害廃棄物処理実行計画【概要版】

平成30年8月31日
広島県

目的

広島県内で発生した災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定め、早期の復旧・復興を実現する。

- (基本的考え方)
- 次の事項に配慮しつつ、適正かつ確実な処理を実現
- 『安全』… 県民の衛生環境や安全の確保を最優先とする
 - 『スピード』… 被災地の早期の復興を目指し、迅速な災害廃棄物処理を行う
 - 『経済性』… 適正な分別による処理コスト削減、地元企業の活用等により地域の経済的復興を促進

県・市町の役割

市町	災害廃棄物の処理主体 ○ 廃棄物の撤去、運搬、処分 ○ 仮置場の設置・運営
県	処理主体である市町への支援 ○ 関係団体・機関との広域的な調整 ○ 専門家派遣等による技術的支援 ○ 県管理埋立地（土砂・廃棄物）での廃棄物等の受入れ ○ 市町からの事務委託を受け処理を実施

県計画のポイント

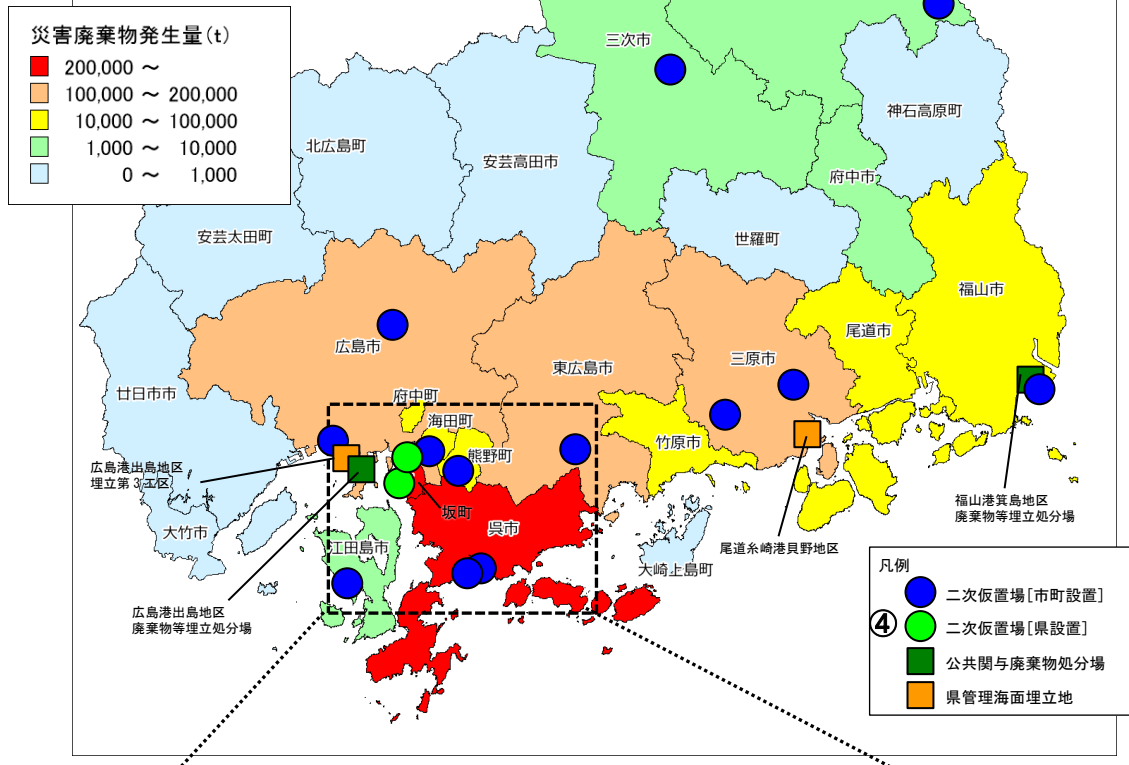
- ① 災害廃棄物発生推計量の見直し**
対象廃棄物の精査（道路堆積土砂の除外）、最新の建物被災棟数を用いた試算等により、災害廃棄物の発生推計量を見直した
※当初推計（7/25）約200万t ⇒ 約140万t
- ② 二次仮置場の設置、広域処理**
大量の災害廃棄物が発生した市町における二次仮置場の設置場所（11市町15箇所）や、広域的な処理の流れを具体的に示した
- ③ 処理スケジュール**
県基本方針（平成30年8月8日）に掲げた処理目標期間の達成に向け、各市町の具体的な処理スケジュールをとりまとめた
- ④ 事務の委託**
処理に必要な事務の管理・執行が困難な状況にある市町については、地方自治法に基づき事務の委託を受けて県が二次仮置場以降の処理を実施（対象市町：坂町）

①災害廃棄物の発生量 ②二次仮置場の設置状況

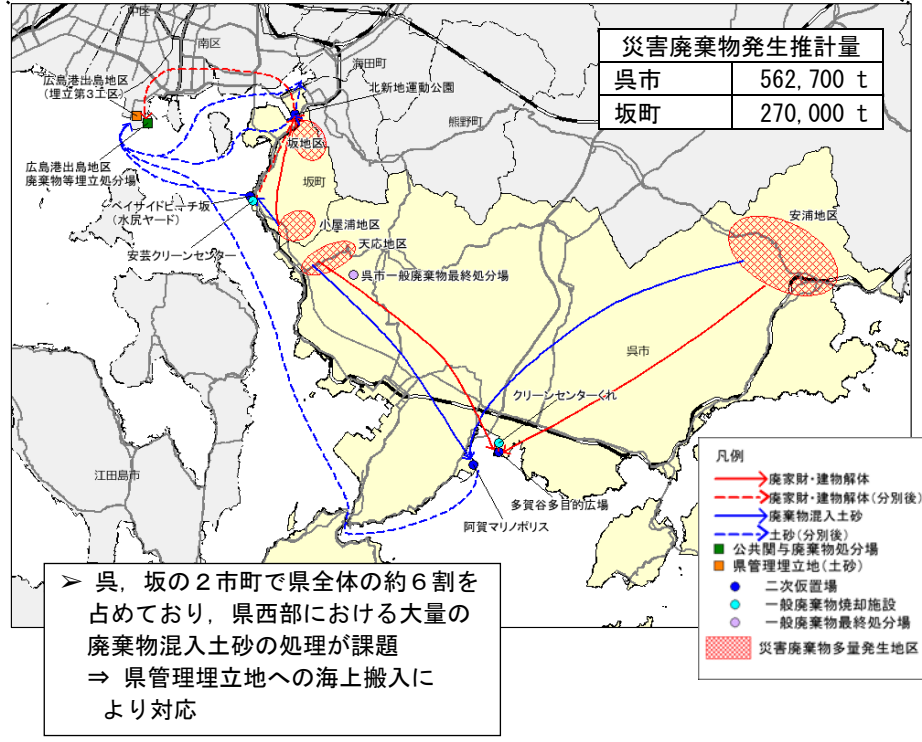
➢ 県内広範囲に約140万tの災害廃棄物が発生し、そのうち約8割が廃棄物混入土砂、約2割が廃家財等及び建物解体廃棄物

➢ 被災現場・一次仮置場の廃棄物を二次仮置場に集約して選別し、処分先に搬出

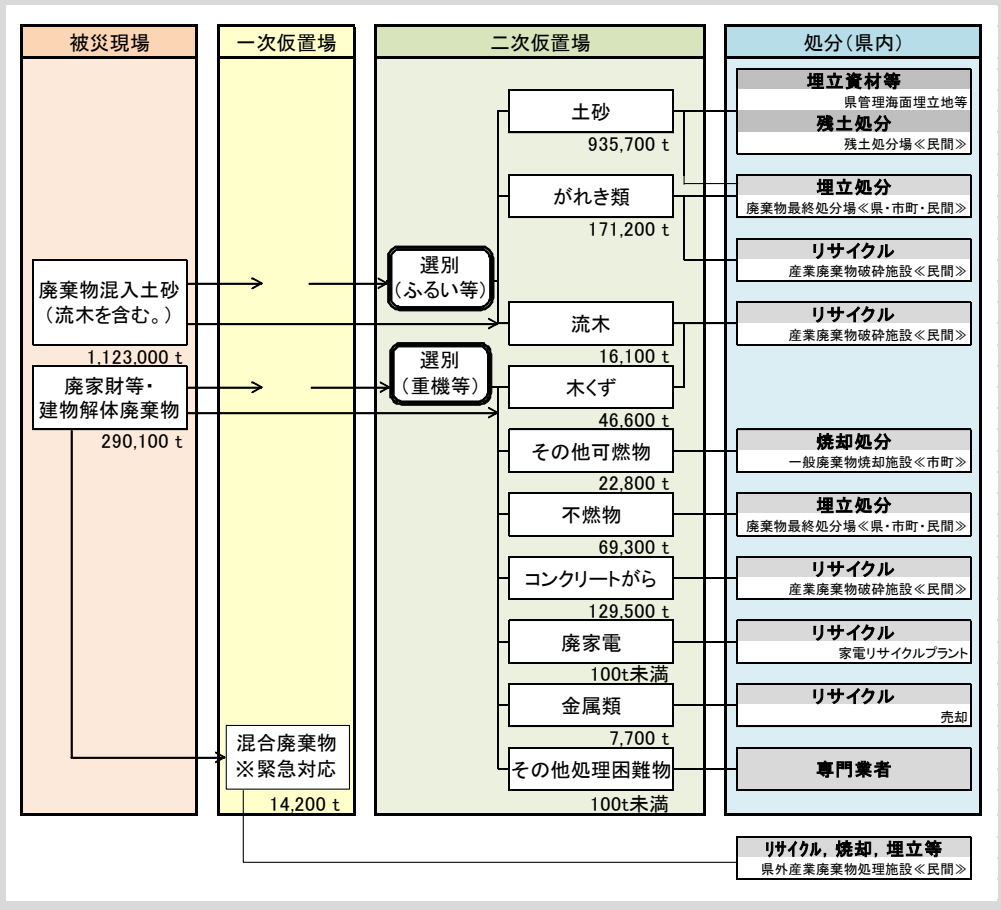
全体	1,413,100 t
廃棄物混入土砂（流木を含む）	1,123,000 t
廃家財等・建物解体廃棄物	290,100 t



災害廃棄物の流れ（呉市・坂町）



災害廃棄物の処理フロー



③処理スケジュール

項目	工程	平成30年						平成31年				平成32年				
		7	8	9	10	11	12	1	2	3	11	12	1	2	3	
災害廃棄物処理実行計画策定		策定														
一次仮置場（搬出、撤去）		平成30年12月末終了														
二次仮置場（集積、選別、破碎等）		設置						運営						片づけ		
処分（再生利用、焼却、埋立等）		処分												平成31年12月末終了		

・ 一次仮置場の解消 ⇒ 平成30年12月末まで

H30.8月末まで	H30.9月末まで	H30.10月末まで	H30.12月末まで
3市	3市町	3市町	8市町

・ 災害廃棄物の処理 ⇒ 平成31年12月まで

H30.12月末まで	H31.3月末まで	H31.6月末まで	H31.12月末まで
3市町	2市	3市町	9市町

※ 今後は、処理の節目ごとに進捗状況を公表する